

昭和42年9月15日

No. 86

秋穗行友社

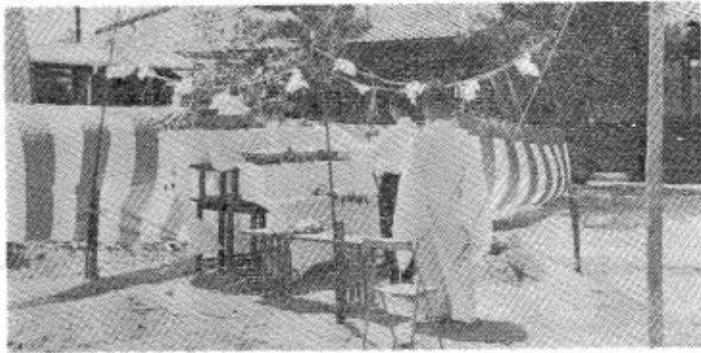
人口と世帯数	
(8月末)	
人 口	9710 人
秋穂地区	6181 人
大海地区	3529 人
世 帯 数	2305 戶
秋穂地区	1447 戶
大海地区	858 戶

町ぐるみで交通

事故を無くそう

大海小学校改築工事起工式 かねてより懸案となっていました大海小学校危険校舎の改築工事が小郡町防長建設工業株式会社の施工で実施されることに決まり、7月28日起工式が行なわれました。

新校舎は鉄筋コンクリート2階建、管理室等6室、普通教室8室1,151平方米、総工費3,030万円で12月末ごろ竣工の予定になっています。3学期から新しい教室で勉強できることでしょう。



危険物の取り扱いに
注意しましょう

最近私たちの家庭や、事業所などで自動車用（ガソリン、軽油）、暖房用（灯油、重油）あるいは農業用の原動機、乾燥器などの燃料として油類を使用する機会が非常に多くなってきました。

「カリツトル」以上の危険物は許可をうけないで貯蔵したり、取り扱つたりすることを禁止しています。もし、これに違反しますと一年以下の懲役または十万円以下の罰金に処せられます。したがつてガソリンスタンプが遠いからとか、多量に購入すれば安くつくとかの理由で物置のすみや軒下などに規定以上の油類を貯蔵することは法をおかすことになります。

また、一定量以上の油類を貯蔵するときなどには、その施設などの許可を受け

るほか、取扱いにあたっても危険物取扱主任者が立ち会わなければならぬようになっていました。試験に合格し免許の交付をうけた者でないと危険物取扱主任者にはなれません。

法を知らないで法を犯しそうなことのないようにならぬ大事故を引起するようなもののです。危険物取扱での不明な点があれば、町役場の消防係にご相談ください。

最近、私たちが一番身近に感じる恐怖、それは交通事故ではないでしょうか。交通事故防止についての諸施策が実施されていますが、それでもなお事故はますます増加しています。今年になつて町内で発生した交通事故は八月末日現在で三三件（うち死亡二人）にのぼり、昨年の二倍以上となっています。こうした事故を少しでも

無くし、私たちの安全を一
守るために町交通安全会議
対策協議会では、町民みんな
の運動として推進する組織
として、交通安全推進普及委
員制度を設け別表のとおり
より区長さんにこの推進普及
員を委嘱しました。

なお八月二十八日町公民館で交通安全推進普及員と交通安全対策協議会委員会の合同会議が開催され、「学童園児の交通安全」「交通安全家族会議の推進」「交通安全日の趣旨徹底」などについて協議され、町ぐるみの事故防止運動を推進することにきました。

この運動を効果的にすすめるためには、町民一人一人が真に交通事故の悲惨さを認識し、交通規則を守つて、自らの力で自分を守るという自觉をもつことが大切と思います。

吉敷郡体育大会で 陸上の部

部落名	交通安全部 普及推進員
大河内北	浜崎喜四郎
大河内南	中村 卓
天神町	原田 吉郎
浜北	河野 朗
中条	中川 寿雄
中井	村光 安友
浜南	藤井 旭
内浜	道中 文十
小浜	村光 栄助
赤崎	新沢 政雄
日地	松富伊之助
金山嶺	原田 豊
西青江	中川 恒雄
先青江	中村 柳甫
中道	藤田 章一
花香南	室田 龟吉
花香北	平田 富雄
中津江	山下 茂登
屋戸	金山 延雄
加茂町	藤田 修三
海岸通	久保 延治
東本町	米倉 義佐
上本町	若月 敬清
本町	高岡 靖
祇園町	小林 己一
下中野	江崎 泰
東西天	内田 武文
宮之天	久保三代人
黒瀬	福永 三夫
黒瀬	内田栄太郎
北南	内田 茂
	末貞 四郎

交通事故で被害を受けるときは

1. 交通事故の届出

交通事故による被害者を救済するために、自動車損害賠償責任保険の制度があります。

○自動車は一台ごとに強制的に損害賠償保険に加入しています。

○交通事故が起きた場合、自動車損害賠償保険金は、加害者、被害者のどちらからでも損害保険会社に請求できます。このことによって、自動車損害賠償保険金は、がわからぬときとか、強制保険に入していない車による事故の場合でも保険金の請求ができます。

2. 交通事故による病院の治療

交通事故による傷害は、社会保険等による治療を受けます。そのときは各種医療保険の保険証を病院に出さなければなりません。

○ひき逃げなどで加害車両による事故の場合でも保険金の請求ができます。

○交通事故による病院の治療

3. 保険金の給付

交通事故の場合は、加害者が保険金の請求をするのが普通ですが、被害者でも請求できます。次のことに注意してください。

4. 保険金最高限度額

(1) 死亡の場合 三百万円
(治療費、慰謝料、葬儀費等は別に支給される)

(2) 傷害の治療費や治療期間中の補償等 五十万円

(3) 後遺症が残る場合 十一万円から三百万円

(4) 保険金の請求期限は、事故発生から二年間で時効になります。

(5) 保険金の請求用紙は損害保険会社にあります。

5. 示談について

加害者と被害者の間で賠償額等について話し合いで解決することですが被害者が注意しなければいけないことは、事前によく専門家の意見を聞いておくこと。また他人に印かんを預けたり、委任したりしないことです。

6. 和解、調停について

○自賠責共同査定事務所
○損害保険会社
○弁護士会
○山口県共済連交通事故相談所

7. 交通事故相談

○町役場
○交通安全協会交通事故相談所

8. 加害者請求

○警察署
○山口県交通事故相談所

9. 和解、調停について

○町役場
○交通安全協会交通事故相談所

10. 特別寄付三〇〇万円

秋穂町名譽町民 小林和作氏

員会を開催し奨学会の基本

財産(奨学会基金)として活

用させていただくこととし

て、その実現が望まれてお

りました特別奨学金制度が

この度篤志家の特別寄付で

実現することになりました。

かねてより本町の奨学会

で、その実現が望まれてお

りました特別奨学金制度が

この度篤志家の特別寄付で

実現することになりました。

この篤志家は現在尾道市

で、その実現が望まれてお

狩猟の免許申請と納税は同時に

今年も、おまちかねの狩猟シーズンが近づいてきました。狩猟をする人には次の表のとおり、狩猟免許税と入猟税がかかります。「入猟税」は鳥獣を保護する施策

につかわれる税金です。狩猟の免許を受けるときは、免許申請と合わせて、獣友会支部を通じ「狩猟免許税、入猟税の申告書」を出し、県税事務所へ納税してください。

△狩猟免許税・入猟税の税率は次のとおりです。

免許の区分等	狩猟免許税額	入猟税額	計
一、二、三以外の者	七百円	一千円	一千七百円
二、甲種狩猟免許または乙種狩猟免許を受ける人で四十二年度県民税の均等割額のみを納付する人	一千五百円	二千円	三千五百円
三、丙種狩猟免許を受ける者	五百円	一千円	一千五百円

△狩猟免許には、次の三種があります。

甲種狩猟免許 獣器の使用以外の方法（網わな等）で

乙種狩猟免許 獣器（空気銃を除く）を使用して狩猟するもの

丙種狩猟免許 空気銃を使用して狩猟するもの

狩猟者講習会の開催 狩猟者講習会には、初めて狩猟を行なおうとする者および昭和三十九年度に受講資格を得たが、その後続けて同種の狩猟免許を三時間受けられない者を対象にする初心者講習会を三十年度に受講し資格を得て

運動会の予定 9月21日 黒瀬保育所

9月24日 秋穂中学校

10月1日 秋穂児童館

10月30日 大海小学校

10月8日 大海小学校

10月15日 大海小学校

10月22日 大海小学校

10月29日 大海小学校

10月30日 大海小学校

10月31日 大海小学校

